# 東京DMAT現場携行用資器材の更新について

### 1 交付要綱及び対象資器材について

#### (1) 東京DMATにおける現場携行用資器材整備事業に関する補助金交付要綱

〇 目 的

この要綱は、東京DMATが活動する際に、現場に携行する資器材の更新等に要する 経費を東京都が補助することにより、東京DMAT活動における傷病者への医療を確保 するとともに医療救護の体系的整備を図ることを目的とする。

〇 補助対象

補助対象者及び補助対象事業は、次に掲げる事項とする。

1 補助対象者

東京DMAT指定病院の開設者

2 補助対象事業

別表に定める現場携行用資器材の耐用年数経過等による更新事業

○ 補助金の交付

この補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、交付額は、次の(1)及び(2)により 算出した額とする。

- (1) 次表に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方 の額とする。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比 較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生 じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 種別	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
資器材更新等	9,751,000円	別表に定める現場携行用資器材の更新に 必要な経費	10/10

○ 現場携行用資器材の保守管理に係る経費

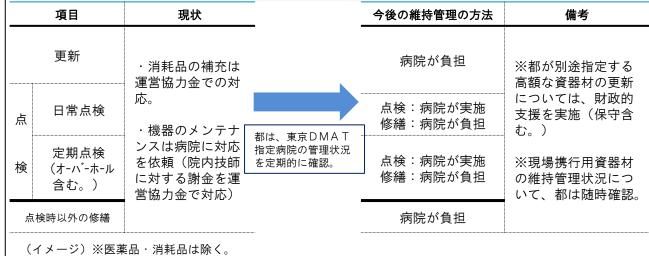
別表に定める現場携行用資器材の保守、点検に係る経費についても、東京都の負 担とし、東京DMAT運営協力金交付要綱に定める運営協力金に加算する予定。

### (2) 更新対象となる現場携行用資器材(10品目)について

NO	品名及び基準額(円)	NO	品名及び基準額(円)
1	監視除細動(2,116,000)	6	ポータブル血液分析器(1,188,000)
2	携行型超音波(3,024,000)	7	充電式吸引器(142,000)
3	搬送用心電図モニタ(1,092,000)	8	低圧持続吸引ユニット(884,000)
4	4 搬送用人工呼吸器(922,000)		酸素吸入セット(45,000)
5	輸液ポンプ(302,000)	10	気管切開セット(36,000)

# 2 現場携行用資器材の維持管理等について

#### (1) 現場携行用資器材の更新及び保守管理の実施方法について



東京都



東京DMAT指定病院

②機器の購入(保守含む。)

⑤日常点検・定期点検(備品は メーカー推奨の点検を実施)

# (2) 現場携行用資器材の維持管理要領について

更新された資器材の管理

1 台帳の作成

東京DMAT指定病院は、「東京DMAT医療資器材管理台帳」に規格、配備年 度等を記載し、管理する。

また、東京DMAT指定病院は、事務局から指示があった場合、管理台帳を提出 する。

2 保守点検等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35 年法律第145号)第63条の2に基づき、添付文書に記載されている保守点検に 関する事項を遵守するとともに、適切に実施する。

- 3 点検の種別
- (1) 日常点検

使用開始前に行われる始業前点検、使用後に行われる終業時点検を実施する。

(2) 定期点検

一定の期間使用された医療機器を詳細に点検し、機器の性能を確認するとともに、 点検者が推奨する消耗部品を交換するなど、次回の定期点検までに性能の維持を確 保すること。なお、当該点検記録は、補助金資器材が廃棄されるまで保存するも のとし、東京都から指示があった場合に点検記録を提出する。

4 留意事項

東京DMAT指定病院は、法令を遵守し、また良好な状態で保持できるよう環境 整備に努めるとともに、盗難等の被害のないよう適正に管理すること。また、出場 時に直ちに持出しが可能な状態で保管する。